

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成19年2月27日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の具体的基準」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成19年3月13日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「飲酒運転を行った職員に対する懲戒処分基準」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、行政文書の全部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成19年5月7日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の開示を求める異議申立てを行った。

#### 4 諮 問

平成19年5月21日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

飲酒運転のみではなく、例えば職員の起訴猶予処分等の開示をすべきであるので開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

何故、飲酒運転のみか理解に苦しむ。いろいろな基準を作成すべきである。他の基準も開示を求める。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

#### 1 行政文書の特定について

本件開示請求にある「職員の懲戒の手續及び効果に関する規則（平成18年3月奈良県人事委員会規則第20号）」とは、「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年8月奈良県条例第47号）」第5条の規定に基づき定められた人事委員会規則である。

そもそも、職員の懲戒処分については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に定められており、また、同条第4項で「職員の懲戒の手續及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。」と規定されており、本県でも、先述の「職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」を定めているところである。

しかし、懲戒処分の具体的基準を定めなければならない法的義務はなく、実施機関が策定している懲戒処分の具体的基準としては、本件行政文書のみである。

なお、本件行政文書は、平成14年に制定され、平成18年に改正されたものであるが、これは、当時、大きな社会問題となっていた飲酒運転への対策として、道路交通法が改正されたという背景があったため、実施機関においても、飲酒運転の根絶を期すべく、あえて基準として制定し、職員に対して周知徹底したものである。

よって、本件開示請求に対応する行政文書として、実施機関が作成し、かつ保有しているものは、本件行政文書が唯一である。

#### 2 異議申立ての理由について

異議申立人は、異議申立ての理由として、「飲酒運転に対する処分基準だけでなく、いろいろな基準を作成すべきであり、他の基準の開示を求める。」との主張を行っている。

しかしながら、情報公開制度とは、条例第5条で明らかなように、実施機関の保有する行政文書の開示を請求できる旨を定めたものであり、実施機関にその作成を請求できるものでも、作成の上、その文書の開示を請求できるものでもない。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

### 2 行政文書の特定について

異議申立人は、本件行政文書以外の本件開示請求に対応する行政文書の開示を求めているのに対し、実施機関は、それらの文書は作成しておらず、本件開示請求に対応する行政文書は本件行政文書のみであると主張しているので、以下検討する。

懲戒処分の基準については、実施機関が当該基準を作成すべきとする旨の法令等の規定はなく、また、実施機関の説明によると、現に実施機関が作成しているのは、本件行政文書のみであるとのことである。なお、本件行政文書は、大きな社会問題となっていた飲酒運転の根絶を期すため、職員に周知徹底を図るべく、あえて基準として作成したものであるとのことである。

そうすると、本件行政文書以外には具体的な基準を作成していないとする実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、その他の具体的基準が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は本件行政文書のみであるとする実施機関の説明は、是認できると判断する。

なお、異議申立人は、実施機関は新たな文書を作成し、開示すべきであると主張するが、条例が開示請求の対象としているのは、実施機関が現に保有する行政文書であるから、異議申立人の主張は認められない。

### **3 結 論**

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の審査経過**

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

## 審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成19年 5月21日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成19年 6月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成19年10月10日 (第119回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成19年11月 7日 (第120回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成20年 2月29日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
いしぐるよしひこ 石黒 良彦	弁 護 士	
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
ちはら みえこ 千原美重子	奈良大学教授（臨床心理学）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	大阪市立大学教授（憲法）	会 長 代 理